

南部町障害者活躍推進計画（第２期）

機関名	南部町教育委員会
任命権者	南部教育委員会
計画期間	令和７年４月１日～令和12年３月31日（５年間）
南部町教育委員会における障害者雇用に関する課題	南部町教育委員会においては、職員総数が20人程度の小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。 職員の高齢化に伴い、中途障害者として身体障害者となった職員が若干名在籍することもあるが、これまで個別に対応してきており、大きな問題は生じていないところだが、組織的な体制整備は特段行っていない。
目標	
①採用に関する目標	計画期間内に新たに障害者（１名）の採用を目指す。 （評価方法） 採用者全員に対し、障害者であることの申告を呼びかける。 ただし、評価結果の公表方法については、本人の意向を確認の上検討する。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法） 毎年 of 任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
③キャリア形成に関する目標	【障害者が担当する職務の拡大】 本人の希望を踏まえ、新たな職域を開拓する。 （評価方法） 人事記録を元に把握・進捗管理。

取組内容	
①障害者の活躍を推進する体制整備	○ 障害者雇用推進者として学務課長を選任する。 ○ 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定する。 ○ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3 か月以内に選任するとともに、当該選任しようとするものが資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○ 身体障害等により従来 of 業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○ 相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○ 措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。 ○ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・ 特定の障害者を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入を実施する。
その他	○ 各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。